

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 22 日

山辺町長 遠藤 直幸



## 記

### 1. 協議の場を設けた区域

作谷沢地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 19 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

- |             |        |
|-------------|--------|
| ・法人         | 1 経営体  |
| ・個人         | 16 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 0 組織   |

### 4. 3の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中山間地域であり、後継者不足及び農家の高齢化が進んでいるため、担い手への利用集積を図ることで土地の有効利用を進めていく。稲作と中山間地の気候を活かした品目への取組みで高付加価値化と農業所得向上を図っていく。

また、後継者不足を解消するため、町内外からの新規就農者を受け入れ、育成・定着を促進していく。